

別紙

諮問第578号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年第〇回東京都教育委員会定例会秘密会会議録（平成〇年〇月〇日開催）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が『〇〇に係る緊急請願書』を平成〇年〇月〇日に東京都教育委員会に提出したその請願に係る『東京都教育委員会秘密会会議録』の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成28年11月11日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 個人の権利利益を保護するため裁量的開示が適用されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 対象保有個人情報、審査請求人が平成〇年に教育委員会宛に提出した請願への回答に関する教育委員会秘密会の会議録である。秘密会は、個人のプライバシー保護に配慮する必要がある案件あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開とすることが適当でない認められる案件について、東京都教育委員会会議規

則に基づき非公開で行われる会議であり、当該秘密会が開催された平成8年当時の同規則28条3項により、その会議録は原則として非開示とされていた。

イ 本件非開示箇所は、この秘密会の会議録中、教育委員会委員及び事務局である教育庁職員のやり取りの内容が記載されている部分である。委員及び事務局は、当該会議の内容が非公開であることを前提として、率直な発言・議論を行い、公正かつ適正な請願処理を図っている。本件非開示箇所が開示されることが前提となると、委員及び事務局が外部の反応を意識せざるを得なくなり、自身の発言に対する外部からの苦情や圧力を懸念することによって、硬直的・形式的な発言・議論しか展開されなくなり、中立で適正な意思決定のために行われている会議の意味をなさなくなる。また、今後の東京都教育委員会が行う請願や人事に係る事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがある。

ウ 以上のとおり、本件非開示箇所を開示することは今後の教育委員会が行う請願に係る事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため、条例16条6号に該当するものと判断し、一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月30日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明（第182回第一部会）
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月20日	審議（第183回第一部会）

平成30年 1月30日	審議（第184回第一部会）
平成30年 2月28日	審議（第185回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における請願の処理等について

（ア）実施機関における請願の処理について

実施機関に提出される請願の処理については、東京都教育委員会請願処理規則（昭和31年教育委員会規則第13号。以下「請願処理規則」という。）が適用され、本件開示請求に記載されている「〇〇請願書」に係る請願が行われた平成〇年当時の請願処理規則では、受理した請願は実施機関において検討することとされていた。

当該請願については、平成〇年〇月〇日に開催された平成〇年第〇回教育委員会定例会の秘密会（以下「本秘密会」という。）において検討されている。

（イ）教育委員会定例会秘密会について

教育委員会定例会の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、東京都教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第12号。以下「会議規則」という。）が適用される。

本秘密会が開催された平成〇年当時の会議規則においては、人事案件など個人のプライバシー保護に配慮する必要がある案件あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開とすることが適当でないと認められる案件について、出席委員の過半数で議決したときは秘密会を開くことができるとされており（旧13条）、その会議録は原則として非開示とされていた（旧28条3項）。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「平成〇年第〇回東京都教育委員会定例会秘密会会議録（平成〇年〇月〇日開催）」に記載された審査請求人に関する情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち 11 ページ 4 行目から 14 行目まで（以下「本件非開示情報」という。）を条例 16 条 6 号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例 16 条 6 号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の条例 16 条 6 号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、本秘密会における教育委員会委員の率直な発言や事務局である実施機関職員とのやり取りの内容が記載されている。

このような非公開で行われている会議における発言が開示されることにより、教育委員会委員及び実施機関職員が外部の反応を意識せざるを得なくなり、自身の発言に対する外部からの苦情や圧力を懸念することによって、硬直的・形式的な発言・議論しか展開されなくなり、今後の実施機関が行う請願や人事に係る事務の中立かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例 16 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも